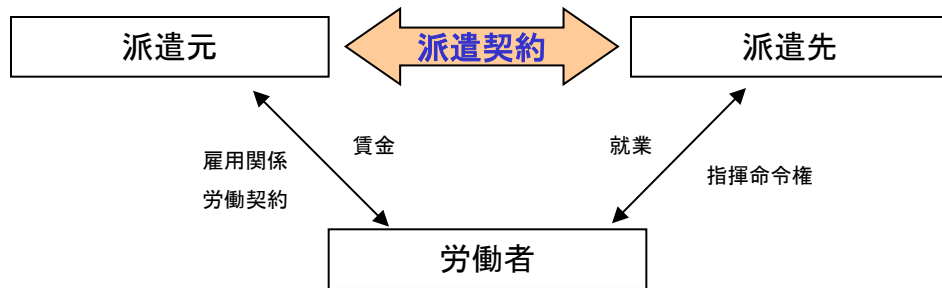


労働者派遣事業とは

派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいいます。



※雇用主は派遣元、派遣先が派遣労働者に指揮命令する

労働者派遣事業の種類

(旧)一般労働者派遣事業

Three icons represent different employment types: 常用 (Regular), 臨時 (Temporary), and 日雇 (Daily). The 日雇 icon has a red 'X' over it, indicating it is not included in this category. Below the icons are labels: 常用, 臨時, and 日雇.

常用雇用労働者、臨時、日雇等を派遣する事業

(旧)特定労働者派遣事業

Three icons represent different employment types: 常用 (Regular), 臨時 (Temporary), and 日雇 (Daily). The 臨時 and 日雇 icons have red 'X' marks over them, indicating they are not included in this category. Below the icons are labels: 常用, 臨時, and 日雇.

常用雇用労働者だけを派遣する事業

※経過措置としてH30.9.29まで可能

「常用雇用労働者」とは（派遣法における「常用雇用労働者」）
常時雇用される労働者であり事実上期間の定めなく雇用されている労働者
（派遣元事業主との労働契約が、期間の定めのない者、若しくはそれと同等
と認められる者）をいいます。このため、有期労働契約の場合であって、派
遣就業期間の満了によって当然に契約関係が終了する者については常用雇用
労働者に該当しません。

労働者派遣を行うことができない業務

①港湾運送業務

②建設業務

③警備業務

④病院等における医療関係の業務

(病院・診療所、助産所、介護老人保健施設、医療を受ける者の居宅)

⑤各種専門「士」が行うべき業務

(弁護士、会計士、建築士等)

労働者派遣事業を行うための要件(抜粋)

労働者派遣事業（許可制）

①労働者派遣事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること

▶財産的基礎に関すること（次のすべてに該当すること）

基準資産額 \geq 2千万円 \times 労働者派遣事業を行う事業所数

基準資産額 \geq 負債の総額 \times 1/7

※基準資産額=資産の総額-（繰延資産+営業権）-負債の総額

現金・預金 \geq 1500万円 \times 労働者派遣事業を行う事業所数

▶事業所に関すること

事業に使用し得る面積がおおむね20㎡以上あること

②専ら特定企業への派遣を目的として行われるものでないこと

③欠格事由に該当する者でないこと

禁錮以上の刑に処せられ、又は労働者派遣法違反等により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者など

④派遣元責任者を選任すること

(申請受理前3年以内に派遣元責任者講習を受講した者であること)